

＜～女性のための法律セミナー～ 弁護士に学ぶ 離婚の法知識＞

兵庫県弁護士会所属弁護士の鄭聖愛さんをお迎えし、「離婚」に関する法律やお金の問題についてのセミナーを2回に渡って開催しました。各回の内容概略は以下の通りです。

* 第1回目「離婚の流れと法知識（準備・手続き）」

- 1) 離婚の方法には協議離婚、調停離婚（家庭裁判所で双方の合意により成立）、裁判上の離婚（家庭裁判所で裁判所が判断）がある。
- 2) 離婚が成立するまでの別居中の生活費は、婚姻費用分担請求ができる。当事者間の協議で決められない時は、家庭裁判所に調停を申し立てる。調停で合意できなければ裁判官が審判する。
- 3) 年金や健康保険、児童手当受給者の整理も発生する。弁護士費用に関しては、各人の事情や希望によって異なるので、離婚手続きを進める前に法律相談を受けるのが望ましい。

* 第2回目「離婚にまつわる『お金』の話（請求できるお金・離婚後のお金）」

- 1) 離婚時に請求できるお金
 - ① 養育費（未成熟子）
当事者間の話し合いで決められるときは、公正証書を作成する。
決められない時は、離婚調停ないし離婚訴訟のときに判断を求める。
 - ② 財産分与
清算的財産分与（夫婦財産の潜在的持分の清算）、扶養的財産分与（清算的財産分与がごく低額で離婚時に生活力が無い時）、慰謝料的財産分与（独立して慰謝料を求めない時、財産分与での加算を求めることも可能）がある。
 - ③ 慰謝料
不貞行為や暴力（DV）などの相手方に有責行為や婚姻破綻の主たる原因となる有責性があることが前提。
- 2) 離婚時年金分割
離婚した日の翌日から起算して2年以内に請求しなければならない。
- 3) 確実に支払を受け取るためには
 - ① 相手に直接督促（メール、手紙等）
 - ② 家庭裁判所に履行勧告や履行命令を申し出る。（調停、審判等で決めた場合）
 - ③ 強制執行を地方裁判所に申し立て、差押命令により取り立てる。
- 4) 離婚手続き後の「お金」
 - ① 児童扶養手当ほか社会保障（ひとり親家庭医療費助成制度等がある）
 - ② 養育費に関する公正証書等作成費補助事業（神戸市）

1 回目も 2 回目も、具体例に沿いながら非常に細やかに説明がされました。
参加者からも「初めて聞く者にもわかりやすかった。」「実際に離婚前の方や離婚後の方からの質問に丁寧に話していたこともありがたかった。」「web サイトだけでは信憑性に欠けることも、現役の弁護士が教えてくださって安心できた。」などの感想が寄せられました。